

(証券コード9507)

平成27年 6 月 4 日

株 主 各 位

香川県高松市丸の内 2 番 5 号

四 国 電 力 株 式 会 社

取締役会長 常 盤 百 樹

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、平成27年 6 月24日(水)午後 5 時20分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

[電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載された〈議決権行使コード〉、〈パスワード〉をご利用になり、パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト〈<http://www.web54.net>〉にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内」(15ページ)を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|-----------------------------------|-------|
| 1. 日 | 時 | 平成27年 6 月25日(木) | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 香川県高松市丸の内 2 番 5 号
ヨンデンビル新館 2 階 | |

3. 目的事項

報告事項

- 第1項 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
- 第2項 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役全員任期満了につき14名選任の件
- 第4号議案 監査役1名任期満了につき1名選任の件

〈株主提案（第5号議案から第7号議案まで）〉

- 第5号議案 定款一部変更の件(1)
- 第6号議案 定款一部変更の件(2)
- 第7号議案 剰余金の配当の件

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 電磁的方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) 書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令および定款第15条の規定に基づき、提供書類のうち、次に掲げる事項を、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yonden.co.jp>)に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」
- なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yonden.co.jp>)に掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

〈会社提案（第１号議案から第４号議案まで）〉

第１号議案から第４号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案 剰余金の配当の件

当期におきましては、一定の黒字を確保し、財務状況の悪化に歯止めを掛けることができたことなどを踏まえ、復配することといたします。

当期の期末配当につきましては、伊方発電所３号機の再稼働が実現できていないことや、毀損した自己資本の回復をはかる必要があることなどを総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円
総額4,151,692,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日

第２号議案 定款一部変更の件

１．変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、適任者の招聘に資するため、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することについて、第30条(取締役の責任免除)第２項および第39条(監査役の責任免除)第２項を新設するものであります。

なお、第30条(取締役の責任免除)第２項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) 第30条 (第1項現行どおり) <u>2 本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、取締役の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</u>
(監査役の責任免除) 第39条 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。 (新 設)	(監査役の責任免除) 第39条 (第1項現行どおり) <u>2 本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、監査役の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</u>

第3号議案 取締役全員任期満了につき14名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了しますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

氏 名 (生 年 月 日)		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あら い ひろ し 新 井 裕 史 (昭和29年3月1日)	昭和51年4月 当社に入社 平成16年6月 坂出 LNG 株式会社監査役 現在に至る。 平成20年6月 当社支配人経理部長 平成22年6月 当社上席支配人経理部担任 平成23年6月 当社常務取締役経理部・資材部担当 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・坂出 LNG 株式会社監査役	9,692株
2	い はら みち よ 井 原 理 代 (昭和20年8月8日)	昭和60年11月 香川大学経済学部教授 平成14年4月 同 経済学部長 平成16年4月 同 大学院地域マネジメント研究科 教授・研究科長 平成19年12月 日本放送協会経営委員 平成20年4月 同 経営委員兼監査委員 平成21年4月 同 経営委員兼監査委員(常勤) (平成25年12月退任) 平成21年4月 香川大学名誉教授 現在に至る。 平成26年4月 高松大学経営学部教授 現在に至る。 平成26年6月 当社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・高松大学経営学部教授	342株

氏 名 (生 年 月 日)		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	かき のき かず たか 柿 木 一 高 (昭和24年3月14日)	昭和47年4月 当社に入社 平成17年6月 当社取締役原子力本部伊方発電所長 平成21年6月 当社常務取締役原子力本部副本部長 (伊方発電所駐在)兼愛媛原子力総合 対策室長 平成23年6月 当社取締役副社長原子力本部長 現在に至る。	20,248株
4	さ えき はや と 佐 伯 勇 人 (昭和29年7月25日)	昭和52年4月 当社に入社 平成21年6月 当社総合企画室事業企画部長 平成22年6月 当社支配人総合企画室事業企画部長 平成23年6月 当社常務執行役員総合企画室経営企画 部長 平成25年6月 当社常務取締役広報部・総務部・立地部・ 東京支社担当 現在に至る。 平成25年6月 四電ビジネス株式会社取締役 現在に至る。 平成25年6月 四電エンジニアリング株式会社監査役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四電エンジニアリング株式会社監査役 ・四電ビジネス株式会社取締役	6,269株
5	すえ さわ ひとし 末 澤 等 (昭和28年12月13日)	昭和52年4月 当社に入社 平成21年6月 当社支配人電力輸送本部水力部長 平成23年6月 当社執行役員土木建築部長 平成24年6月 当社常務執行役員土木建築部長 平成25年6月 当社常務取締役情報通信部・土木建築部 担当 現在に至る。	8,681株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6 たけ さき かつ ひこ 竹 崎 克 彦 (昭和15年8月7日)	平成16年6月 株式会社百十四銀行取締役頭取 平成21年6月 同社取締役会長 現在に至る。 平成22年11月 高松商工会議所会頭 現在に至る。 平成23年6月 当社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社百十四銀行取締役会長 ・高松商工会議所会頭	5,398株
7 ※ た さか せいいちろう 田 坂 精一郎 (昭和30年6月5日)	昭和53年4月 当社に入社 平成19年3月 当社徳島支店営業部長 平成22年6月 当社営業推進本部配電部長 平成23年6月 当社執行役員営業推進本部副本部長 配電部長 平成24年10月 当社執行役員お客さま本部副本部長 配電部長 平成25年6月 当社常務執行役員お客さま本部副本部長 配電部長 平成26年6月 当社常務執行役員お客さま本部副本部長 配電部担任 現在に至る。	3,636株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8 たま がわ こう いち 玉 川 宏 一 (昭和28年5月20日)	昭和51年4月 当社に入社 平成21年6月 当社原子力本部原子力部長 平成22年6月 当社支配人原子力本部原子力部長 平成23年6月 当社常務執行役員原子力本部副本部長 伊方発電所長 平成26年6月 当社常務取締役原子力本部副本部長 現在に至る。 平成26年6月 四国計測工業株式会社取締役 現在に至る。 平成26年6月 四電エンジニアリング株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・ 四国計測工業株式会社取締役 ・ 四電エンジニアリング株式会社取締役	5,770株
9 ち ば あき 千 葉 昭 (昭和21年6月30日)	昭和44年4月 当社に入社 平成12年6月 当社取締役企画部長，電源立地推進本部 本部員 平成15年6月 当社常務取締役情報通信本部長 平成16年6月 当社常務取締役情報通信本部長，総務部 担当 平成17年6月 当社取締役副社長総合企画室長，広報部 担当 平成21年6月 四国生産性本部会長 現在に至る。 平成21年6月 当社取締役社長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・ 四国生産性本部会長	36,994株

氏 名 (生 年 月 日)		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
10	※ なが い けい すけ 長 井 啓 介 (昭和32年2月11日)	昭和56年4月 当社に入社 平成21年6月 当社総合企画室経営企画部部长 平成22年6月 当社総合企画室経営企画部部长(設備・ 需給担当) 平成23年6月 当社執行役員電力輸送本部系統運用部部长 平成25年6月 当社常務執行役員総合企画室経営企画 部部长 現在に至る。	3,822株
11	※ はら だ まさ ひと 原 田 雅 仁 (昭和30年8月5日)	昭和56年4月 当社に入社 平成21年6月 当社新居浜支店長 平成23年6月 当社広報部長 平成24年6月 当社執行役員広報部長 平成25年6月 当社常務執行役員松山支店長 現在に至る。	4,098株
12	みぞ ぶち とし ひろ 溝 渕 俊 寛 (昭和28年1月10日)	昭和50年4月 当社に入社 平成20年6月 当社支配人火力本部火力部部长 平成23年6月 当社常務執行役員火力本部副本部長 平成24年6月 当社常務取締役火力本部長 現在に至る。 平成24年6月 株式会社 STNet 監査役 現在に至る。 平成24年6月 坂出 LNG 株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社 STNet 監査役 ・坂出 LNG 株式会社取締役	8,550株

氏 名 (生 年 月 日)		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 株 式 数
13	宮 内 義 憲 (昭和28年2月15日)	昭和51年4月 当社に入社 平成21年6月 当社支配人総務部長 平成23年6月 当社常務執行役員松山支店長 平成25年6月 当社常務取締役秘書部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担当 現在に至る。 平成25年6月 株式会社 STNet 取締役 現在に至る。 平成25年6月 株式会社四電工取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社 STNet 取締役 ・株式会社四電工取締役	5,518株
14	※ 横 井 郁 夫 (昭和33年3月24日)	昭和57年4月 当社に入社 平成20年3月 当社電力輸送本部管理グループリーダー 平成22年6月 当社電力輸送本部送変電部部長(送電担当) 平成23年6月 当社電力輸送本部送変電部長 平成25年6月 当社執行役員東京支社長 現在に至る。	4,842株

- (注) 1. 竹崎克彦氏は、株式会社百十四銀行の取締役会長であり、当社は同社との間に資金の借入等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井原理代氏および竹崎克彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 井原理代氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授としての専門的な知識と幅広い経験に加え、日本放送協会の経営に携わった経験を有しておられますので、引き続き当社の経営に関して有益なご意見をいただけるものと考えためであります。同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
4. 竹崎克彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営に関する幅広い知識・経験を有しておられますので、引き続き経営の専門家として、当社の経営に関して有益なご意見をいただけるものと考えためであります。
5. 井原理代氏は、当社執行役員の三親等の親族であります。
6. 井原理代氏および竹崎克彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ1年、4年となります。
7. 当社は、井原理代氏および竹崎克彦氏の選任をご承認いただいた場合、第2号議案(定款一部変更の件)をご承認いただくことを条件として、各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 井原理代氏および竹崎克彦氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

第4号議案 監査役1名任期満了につき1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役西山昌男氏の任期が満了しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(※印は新任候補者)

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ たけ うち かつ ゆき 竹 内 克 之 (昭和20年6月16日)	平成7年6月 旭食品株式会社取締役社長 平成16年4月 同社取締役会長 現在に至る。 平成25年1月 トモシアホールディングス株式会社 取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・旭食品株式会社取締役会長 ・トモシアホールディングス株式会社取締役	0株

- (注) 1. 竹内克之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹内克之氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 竹内克之氏を社外監査役候補者とした理由は、経営に関する幅広い知識・経験を有しておられますので、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査していただけるものと考えためであります。
4. 当社は、竹内克之氏の選任をご承認いただいた場合、第2号議案(定款一部変更の件)をご承認いただくことを条件として、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 竹内克之氏が旭食品株式会社の取締役として在任中に、同社は、下請事業者に不当な経済上の利益の提供を要請したとして、平成23年3月、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。なお、同社は、勧告に従った措置を速やかに講じるとともに、社内体制の充実等、再発防止に向けた取り組みを行っております。
6. 竹内克之氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

〈株主提案（第5号議案から第7号議案まで）〉

第5号議案から第7号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主(111名)の議決権の数は、1,016個であります。

第5号議案 定款一部変更の件(1)

◆議案内容

第1章の総則(目的)第2条(1)の一部変更
変更内容は以下の通りである。

現 行 定 款	変 更 案
(1) 電気事業	(1) 人格権(憲法第13条, 第25条)を侵害する原子力発電を除く電気事業

◆提案理由

2014年5月21日、福井地方裁判所は、被告・関西電力に対し、大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡しました。特に原発については「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業」とし、それに関わる組織には「その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と断じました。一方、福島原発事故被害者約1万5千人が東電役員らに対し業務上過失致死傷等で告訴した件で、同年7月31日、検察審査会は「原発事故はいったん事故が起きると被害は甚大で、その影響が極めて長期に及ぶため原子力発電を事業とする会社の取締役等は安全性の確保のために極めて高度な注意義務を負っている」ので、起訴相当としました。以上から、当該事業に関わる当社および当社幹部が、こうした加害責任を負わぬよう、また人格権を侵害せぬよう、伊方原発は即刻廃炉にします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電につきましては、国のエネルギー基本計画において、「エネルギー需給構造の安定に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。当社といたしましても、エネルギー資源の大部分を海外に依存するわが国において、エネルギー政策の基本とされる「安定供給」、「環境適合」、「経済効率性」の3つを実現していくためには、安全の確保を大前提に、今後とも原子力を一定割合活用していくことが不可欠と考えております。

このため、伊方発電所につきましては、さらなる安全性の追求と信頼性の向上に不断の努力を積み重ねており、地域の皆さまのご理解をいただきながら、一日も早い再稼働の実現を目指しているところであります。

したがって、本提案のような内容を定款に規定することに反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件(2)

◆議案内容

第1章の総則(目的)第2条と第3条の間に第2条の2を追加
追加内容は以下の通りである。

(発送電分離の実施に関する措置)

第2条の2 前条の事業を次に掲げる事業ごとに分離・独立し、持株会社制を導入する。

- (1) 発電に係る事業
- (2) 変電、送電及び配電に係る事業
- (3) 上記に掲げる以外の事業

◆提案理由

2011年3月11日の福島第一原子力発電所の事故以降、脱原発の世論の高まりを背景に、電力業界では、太陽光発電等(再生可能エネルギー)の新規参入が相次ぎ、発送電分離を目前に競争が激化しています。当社も激化する競争の中で経営基盤を維持し、事業競争力を抜本的に強化する必要があります。そのためには先ず資本、人材、技術等の経営資源を成長が見込まれる分野に重点的に配分することが重要です。その第一歩として発送電分離を進め、事業分野ごとの収支等を明確にし、火力及び原子力発電等への投資を縮小するとともに、原発が人によるコントロールができないことがはっきりした今、将来主軸となる再生可能エネルギー等に重点を移します。今回、持株会社制の導入を定款に記載することで、当社の改革への覚悟を明確にします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社をはじめとする一般電気事業者につきましては、送配電部門の一層の中立性を確保するため、第3段階の電気事業法改正により、同部門を別会社化する法的分離を行うこととなります。

当社といたしましては、真にお客さまの利益につながる電力システムの実現に向けて、法令の定めにより適切に対応してまいりますので、本提案のような内容を定款に規定する必要はないと考えております。

また、具体的な組織形態を定款に規定することは、機動的な業務執行を妨げることにもなります。

したがって、本提案に反対いたします。

第7号議案 剰余金の配当の件

◆議案内容

安定的な配当の継続の実現に向けて配当金を一株年50円とする。

◆提案理由

当社の2014年度第3四半期の連結業績(2014年4月～12月)によれば、経常利益が約254億円、純利益が約159億円。1月28日、千葉昭社長は、通期でも経常利益約200億円、純利益約80億円とする決算予想を明らかにしました。この4年ぶりの黒字は、当社の経営努力の成果とも言えますが同時に、原発を再稼働しなくても十分健全経営が可能なことを証明しました。加えて、大飯原発地裁判決(2014年5月21日)が明言したように「生存を基礎とする人格権」は「すべての法分野において、最高の価値を持つ」ものであり、原発の廃炉は、「快適・安全・安心な暮らしの実現と地域の発展に貢献する」というよんでんグループの使命とも合致しています。よって当社は、原発再稼働を停止し、「安定的な配当の継続を株主還元の基本」とする目標の実現に向けて、2015年度の配当金を一株年50円とします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、安定的な配当の実施を株主還元の基本とし、業績水準や財務状況、中長期的な事業環境などを総合的に勘案して判断することとしています。

こうしたなか、当期の期末配当につきましては、当期において一定の黒字を確保し、財務状況の悪化に歯止めを掛けることができたことなどを踏まえ、復配することといたしました。

配当金の水準につきましては、当社の事業経営の安定化と今後の成長において下支えとなる基幹電源である伊方発電所3号機の再稼働が実現できていないことや、毀損した自己資本の回復をはかる必要があることなどを総合的に勘案した結果、平成26年度の通期業績に対する配当金として、第1号議案のとおり、1株当たり20円とさせていただきます。

したがって、本提案に反対いたします。

以 上

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

〈インターネットによる議決権行使について〉

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話を用いて、会社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
(インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。)
2. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日(水)午後5時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
3. インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主さまのご負担となります。
6. 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ① パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー(Internet Explorer 6.0 以上)を使用できること。
 - ② 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種において、128bitSSL 通信(暗号化通信)が可能であること。
(スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能です)
が、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

(Internet Explorer は Microsoft Corporation の登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 0120-652-031 (午前9時～午後9時、通話料無料)

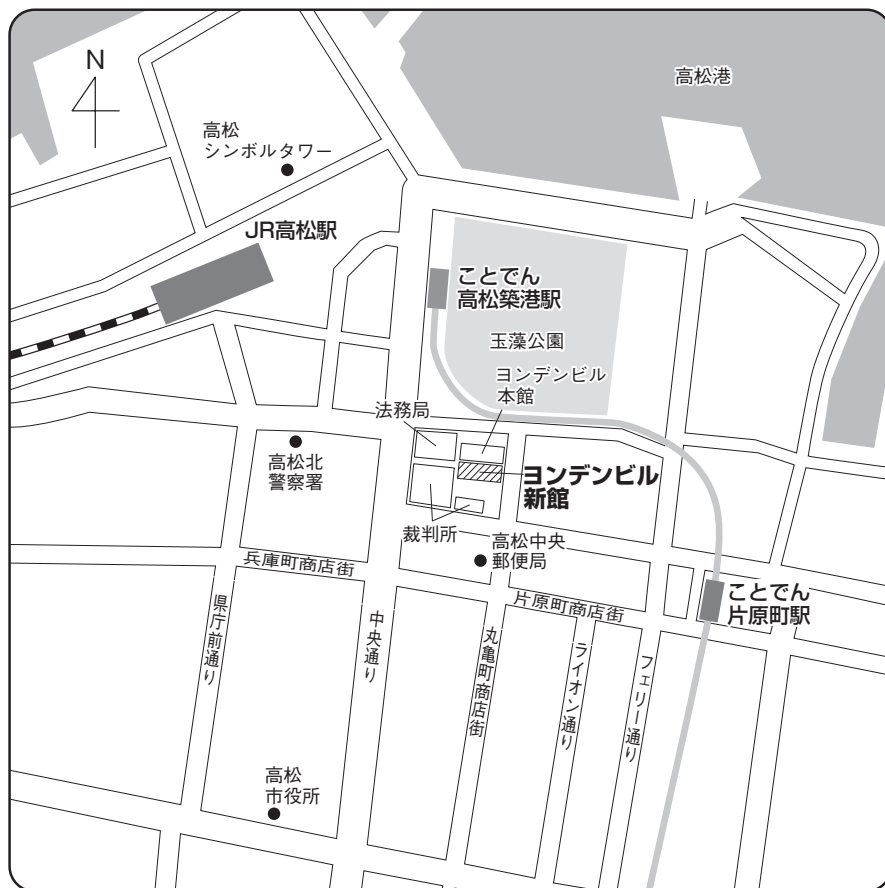
〈議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について〉

管理信託銀行等の名義株主(常任代理人を含みます。)の皆さまにつきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内

会 場 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

会場付近略図



会場には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用願います。